

議 長 日程第4「議案第42号松田町ジビエ処理加工施設の設置及び管理に関する条例」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第42号松田町ジビエ処理加工施設の設置及び管理に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年11月30日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。ニホンジカ及びイノシシが及ぼす農作物被害、森林環境の悪化及び生活環境への影響等の課題を持続的に解決し、ジビエ肉の利活用を図ることを目的として、松田町ジビエ処理加工施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めるため、提案するものでございます。よろしく申し上げます。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

観光経済課長 それでは、議案第42号松田町ジビエ処理加工施設の設置及び管理に関する条例について御説明をさせていただきます。

今回提案させていただきますこの当該施設につきましては、本年度当初予算でお認めをいただきました建設工事費、いわゆる2,800万ですね。これから建設をさせていただき予定の施設でございます。この予算につきましては、議会からですね、建設に関してまず地域の合意、また広域での運営等の様々な約束、こういったことが準備不足だという御指摘を当初頂いてございました。大変遅くなりまして、本当に恐縮でございますが、このたびこうした懸案事項について、関係される皆様方の御理解また御協力によりまして前へ進めることができる状況となりました。このため、当該施設のこの設置及び管理について本条例を定めたいということでございます。

それでは、新規制定でありますため、条ごとに内容の御説明をさせていただきますと存じます。1枚おめくりいただきまして、1ページ目を御覧ください。第1条でございます。趣旨でございますが、先ほどの提案理由と同内容でございます。ただ、この中でですね、ニホンジカとイノシシということで、この有害獣の処理、加工できる対象を限定してございます。

第2条では、松田町ジビエ処理加工施設、名称でございますが、松田庶子の

1213番地1に設置をする旨を規定してございます。

第3条では、施設で行う事業といたしまして、シカ等の解体処理及び食肉加工、またこの処理加工で発生する残渣と呼ばれます副産物ですね。これを処理することを規定してございます。

続いて第4条では、施設の管理に係る業務といたしまして、施設及び附属設備の維持管理、施設の使用に係る業務を掲げてございます。

2ページにかけてでございますが、第5条、管理の代行につきましては、施設を地方自治法の規定に基づく指定管理ができる、できる規定ということで規定してございます。

続いて第6条でございます。施設で処理加工できるシカ等は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき捕獲をされたものに限定をしてございます。

第7条におきましては、施設の使用のスキームを示してございます。施設の衛生や食肉としての安全、これを確保するために、施設を使用する者は町長の登録を必要とする規定を設けてございます。この登録に当たりましては、規則でもまた別に定めておりますが、町が指定する講習を事前に受けていただくことを予定しております。この登録をされた者が使用について、使用につきましては施設の混乱、重複、バッティング、こういったことも避けるために、施設の利用のルールをまた遵守いただくなどですね、利用調整、これを行うことが第2項となっております。

第8条でございます。使用される方の責務として、衛生の確保、周辺環境の保全に努める努力規定を設けてございます。

第9条でございます。使用者がこの条例や規則に違反したとき、また施設や設備を損傷した場合などには使用の制限、また先ほど申し上げた登録の取消し、これを行うこととしております。

続いて3ページですね。3ページ目でございます。第10条から12条にかけてまして、使用料に係る規定としてございます。第10条で定める使用料の額は、恐れ入りますが、今、3ページ目なんで、4ページ目の別表を御覧いただきたい

と思います。4ページ目の下のほうの別表ですが、使用区分を、まず3つに分けて使用料を定めております。後ほど参考資料でのちょっと御説明もさせていただきたいと思いますが、まず1段目におきましては、本町と大井町、山北町、開成町、この区域で捕獲されたシカ等は、右側ですね、使用料額として3,000円。2段目の中井町で捕獲されたシカ等は1万6,000円、それ以外、3段目です。足柄上郡の区域以外で捕獲されたシカ等は2万1,000円というふうにしております。この使用料の負担は、自治体としての施設の運営等に係る費用負担の状況等により、差を設けさせていただいてございます。

恐縮です。1枚またお戻りいただきまして、すみません、3ページ目をお願いいたします。今、10条の説明でしたので、この使用料に関して11条におきまして、特別の理由があるときは減免できること。また、12条では、原則不還付であることを定めております。

13条におきましては使用に係る損害の賠償、第14条では天災・事故・盗難等の不可抗力の際、町長はその責を負わないということを規定してございます。

第15条でございます。におきましては、指定管理者の指定をした際は、使用料を利用料として指定管理者が収入できること。またこの第2項におきましては、指定管理者は利用料、先ほど見て、御覧いただきました別表の金額を上限とし、あらかじめ町長の承認を受けて使用料額を定めることができることを定めております。

おめくりいただきまして、4ページでございます。第16条におきましては、指定管理者が施設を管理する場合の前条までの読み替え規定となります。

最後に17条ですね。規則委任となっておりますが、今回本条例の施行規則(案)をですね、参考資料の1として、次のページから添付をさせていただいております。この規則におきましては、使用の時間、休業の日、使用に際しての登録の手続、また使用者の遵守すべきこと等を定めてございます。

附則でございます。第1項では施行期日を令和4年4月1日としてございます。第2項におきましては、同施設を13条で規定する指定管理に際しまして、松田町の公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例に基づく手続を施行

日前、4月1日前であっても行うことを可能とする規定でございます。

条例に係る説明は以上でございますが、参考資料として幾つか御用意をさせていただいております。もう少し説明をさせていただきたいと存じます。

おめくりいただきまして、参考資料の2を御覧いただきたいと思います。規則が7ページものなので、その後ですね。松田町が設置するジビエ処理加工施設に係る覚書というものを御覧いただきたいと思います。この覚書につきましては、施設の設置予定地でございます城山自治会の根石地区と町で11月24日に締結をさせていただいたものであります。地元におきましては、3回説明会をさせていただきました。本当に説明会、いろいろな御意見を賜りましたが、ありがたいことにですね、最後まで反対だというような御意見、表明をされるようなことはございませんでした。やはり有害獣による被害、また施設の必要性、こういったことに御理解を示され、受け入れをくださいましたことに関しまして、担当としても心より感謝を申し上げる次第でございます。

この覚書にはですね、この施設を受け入れてくださるに当たって、その説明会等で頂いてきた御意見、御要望、こういったものが協議してきた内容というのが、町との約束事として示されております。当然、施設管理者としての町といたしましては、第1条に目的が書いてございますけれども、この目的を達成するために、第2条にも書いてあります、相互に信義を重んじ、誠実にこれを履行してまいる所存でございます。

続きまして、参考資料の3を御覧いただければと思います。参考資料3は、合計で5ページに及んでございます。こちらにつきましては、広域、足柄上郡5町でのこの施設ですね、利用や運営、また費用負担に係る内容を定めた協定書と覚書でございます。

1ページ目から2ページ目、これが協定書でございます。御覧いただきますと、第1条から第3条におきまして、施設は松田町に帰属する。また、整備、維持管理は松田町が行う。また、条例につきましても松田町で規定を当然させていただくということです。

第4条から第6条におきましては、施設に要する費用は広域で負担し、運営

は協議会を設置して行う。また、協定期間につきましては、令和4年度から10年間ということを定めております。

協定書が1から2ですね。3ページから6ページ、こちらの覚書につきましては、今御説明申し上げた協定書の定めに基づく負担金の額等を算出する覚書であります。1条に書いてございますが、負担金の種類といたしましては、施設利活用・有害獣対策負担金が1つ目。もう一つが、運営費の負担金、この2種類となり、令和4年度からの御負担を予定していただくこととなっております。

それぞれの負担金の算出方法は、おめくりいただきました次の4ページで定めております。4ページの別表を、すみません、御覧いただければと思います。別表1につきましては、先ほど申し上げた施設利活用・有害獣対策に要する費用に係る負担割合、これにつきまして大井町…松田はここに町名として、負担をしていただくところなので、含めておりませんが、同様の考え方で負担をするものですけれども、大井町と山北町、開成町から令和4年度より5か年にわたって施設負担基準額の30%を均等割で、残り7割を各町の利用実績に、いわゆる施設を利用していただいた頭数になります。に基づき御負担をいただくということです。下の別表2につきましては、運営に要する費用に係る負担割合。これについては中井町、大井町、山北町、開成町から同じように令和4年度より御負担をいただくものですけれども、こちらについては毎年度、施設負担基準額の30%を同じように均等割で、70%を各町の利用実績に基づき御負担をいただくものとしてございます。

参考資料の説明を含めて以上となります。雑駁な説明で恐縮ですが、御審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

10番 齋 藤 減額免除とか、減額の免除とかあるじゃないですか。特別の理由で還付するとか。この辺はどういったものが想定されるのかということが1つと、あと、松田、大井、山北、開成区域で捕獲されたシカと書いてあるんですけど、山は

つながっているんで、中井は違うということだけど、中井と大井がつながってるところで、ハンターのちょっと線引きが分からないんですけども、追いかけて行って隣町へ入って捕獲したとか、シカに、私は松田町のシカですとかって書いてあるわけじゃないんで、その辺の判断はどのようにされるんですか。お願いします。

観光経済課長 2問御質問頂きました。条例案の第11条の使用料の減免のお話が1点目でございます。こちらの減免につきましては、今現在この確たる減免の対象、例えばいろんな使用料ございますけども、例えば団体に利用するとかいろんなパターンで減額する、決まった形のものではございません。今現在、個別具体の事例というのはちょっと想定し得ないんですけども、いずれにしてもこれ、初めて造る施設の中でこういった事例が出てくるやも分かりませんので、この規定を設けさせていただいております。個別具体の事例がちょっと話せなくて恐縮なんですけども、この規定がない場合に、一切減免ができないという、融通のきかないような事態が起きないようにということで、御理解を賜ればというふうに思っています。

2点目のエリアの線引き、これは非常に難しいところもあるというふうに今、考えております。ただ、施設を利用していただくに当たっては、利用の調整で、持ってきていただくときにそれなりの証明と申しますか、申請内容というのを整理はさせていただく予定です。さっき言ったぎりぎりの町境とか、いろんなケースというのが、獺においては恐らく…獺とかいろんなものにおいてはあるのかなと思いますけども、基本的には持ってきていただいた方の申請内容をしっかり見させていただいて、それで判断をさせていただくというふうに考えております。以上です。

10番 齋藤 分かりました。減免とかはそういった形が生まれた場合のためにつくられたということで、ただ、ちょっとハンター同士のあれはよく分からないですけど、追いかけて行ったら隣町まで行っちゃう可能性もあるじゃないですか。大井の人が中井とすぐ近いですし。そんなときに大井の人が持ってくればとか、中井の人が持ってきたらちょっと高くなるとか、持ってくる人によって区別しかで

きないのかなと思うんですけど。そういう考えでいいんですか。

観光経済課長 先ほど申し上げたとおり、この条例のまず説明としてですね、対象の区域を要は何ていうんですかね、人ではなくて区域に設定をしているわけですね。その上では、今言ったような微妙な判断もあろうかと思えますけど、ただ、持ってきていただくのが、じゃあ足柄上郡の町域外の方も含めて、いろんなケースがちょっと想定はされますので、そこで持ってきていただくときには手続というのをちゃんと確認をさせていただく。それは申請に基づく内容ですので、当然正当な内容を書いていただくと。先ほど申し上げたとおり、使用の登録という制度もスキームとして考えております。こういった中で、しっかり説明を申し上げて、そこに誠実な申請と内容というのを担保したいと考えております。以上です。

議長 ほかにございますか。

6 番 井 上 何点かありますので、よろしく申し上げます。

まずですね、2ページの第5条の指定管理者ということ。なかなか直営というのはこういった施設の性質上難しいということで、やはり指定管理者ということ。周辺住民の最初ですね、一番最初の候補地はやはり周辺住民の反対もあったということで、やはりその指定管理者がしっかりとした指定管理者であることが必要ではないかなというふうに理解をしていますが、こういったジビエ処理ということで、いつ捕れるかですね、分からない。またちょっと後で後段でもお聞きしますが、たしかですね、仕留めてから何時間以内に処理をしなければいけないと。そういったことがあるというふうに思います。ということで、指定管理者のですね、内容としましては、やはり常駐型にならざるを得ないのかなというふうに思います。そうすると、なかなかその指定管理者というのは、どういう団体なり法人なりを想定をされているのかというのが分かりましたらですね、お願いをしたいと思います。

2点目はですね、第7条の中で、施設を使用とする者がいます。使用者。これはですね、この内容から見ると、団体としては足柄上地区内の各猟友会に所属をしていなくても、いても構わない。かつ、例えば松田町に限ると、松田

町に在住でなくても構わないのではないかなというふうに読めます。例えば横浜市のハンターの方が松田町なり中井町で捕獲をしたと。そういった場合にはですね、それは可能であるのかということを確認をしたいと思います。

それとですね、参考資料の中に、先ほどの仕留めてからある程度の所要時間というのが規定をされているというのが、この参考資料の規則、参考資料1かな。1の規則の第4条の第2号にですね、野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針ガイドラインというふうにあります。これは何を言っているのかがですね、やはり町が出す規則なりとしては、明確にですね、このガイドラインを示すか、あるいはまた、これ規則ですので、改正ができますのでね、やはり外部の方、使用者が登録をする際にですね、これを明確に規則の中で、例えば仕留めてから何時間以内とかですね、例えば銃で仕留めた場合にはそういった部位、弾が当たった部位ですね、による指定とかがあるのかなというふうに思いますが、そういったものはどういうものなのか。かつ、それらは規則の中で明確に示したほうがいいのではないかなというふうに私は思いますが、それに対するお考えはということです。

最後にですね、やはりこの議案第42号全体に係る部分ですけれども、これは県とのですね、調整に必要だということですが、補助金等はですね、令和3年度の補助金ということは理解をしていますが、やはり松田町の町民に関わる重要な条例であるというふうに理解をしています。本会議、委員会等で十分審議をしなければいけないというところもですね、御理解いただけると思いますが、いつまでにですね、この条例というものが県の、県との調整に示す、そういったスケジュールがあればですね、それをお示しをしていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

観光経済課長

4点頂きましたので、ちょっと順次御説明を申し上げます。まず、第5条ですね、指定管理を今後どのように考えているかということでございます。まず、指定管理者というのは当然御案内のとおり、指定の手續という手續も必要でございますし、と思っております。この手續、最終的には町が直営でこの条例上は、直営でもできるし、直営イコール業務委託も含めてできますし、指定管理

もできる。どちらの手法も想定可能だというふうに条例のつくりとしてはなっております。指定管理者の当てというのは、よく調整をしなければいけないところがございますけれども、いずれにしても今、有害獣対策、いわゆるここに寄り添っていただいておりますのは猟友会さんでございます。猟友会さんとの話というのをしっかり詰めていかなければいけないとは思っておりますが、ただ、猟友会さんが全ての指定管理という業務を受けていただけるかという確約を取れている話ではないです。また、当然1者に限らずですね、当然公としての手続としましては、広くいろいろな対象と申しますか、方々にいろいろ聞いて、手続を進めていきたいと思っております。1問目としては、指定管理だけで確実にこれをしていくかということではないということです。

次、第7条ですね。7条におきまして、いわゆる町外の方も使えるのかという…5条の…所属を町…町内に住んでなくても登録ができるのかどうか。これにつきましては、まず、町内の有害獣を駆除していただくという意味では、町外の方でも登録をしていただけるようにというスキームで考えております。

3問目が参考資料の1ですね。規則の4条、ガイドライン、非常に分かりにくいという御指摘は頂きました。この規則のさらにですね、下に規則の最後のほうに恐らく4ページ目になりますけれども、この規則に定めるもののほか必要な事項は町長が別に定めるとございます。この4条の2号に基づきまして、町としてのさらに細かい内容というものは、しっかりと定めて利用者の方に明示をしたいと思っております。ただ、御指摘ありましたように、この規則のこれだけではちょっと分かりづらいんじゃないかというところは、御参考にさせていただいてですね、規則を定める際には少し整理をさせていただきたいと考えております。

最後、スケジュールの話でございます。いつまでにとということでありまして、これ、ちょっと前からいろいろ時間的に厳しいよというところを御説明はさせていただいておりました。工事の期間というのが、やはり相当にかかる。場所的にもですね、整地を含めたものがある程度の時間かかる。また、御案内かと思っておりますが、今、建築の業者に聞いてもですね、いわゆる資材の関係がなかな

か入りづらい。高騰もしているというお話もございます。そういった中では工期、おおむね3か月弱で考えておったんですけども、これがなかなか厳しいよという話も聞いてます。ただ、この中で終わらせなければならないという話の中で、工事に入る前に県の許認可のほうも必要だと。この県の許認可に当たっては、この条例が定まっていなくて県のほうも許認可ができないというルール全体を見回していきますと、一日でも早くというのは、もうリミットとしてあります。例えば12月少し遅くなった場合にですね、やはり一つのトラブル、何かがあった場合に、この工事全体が年度内にできなくなる、このリスクが非常に高まるということも踏まえまして、今回この臨時会を開いていただいていると思いますので、いつまでという意味では担当といたしましては一刻も早くということでございます。以上です。

6 番 井 上 ありがとうございます。それではですね、再質問ですけれども、第5条の関係、ちょっとよく分からなかったんですけども。最後にですね、これだけではないと、指定管理者だけではないということで、やはりそれは直営というのは実際的に無理だと思いますので、業務委託辺りというのもですね、並行に考えていくのかなというふうに理解しましたが、それでよろしいのかと。

あと、猟友会のほうがちょっと私はよく分からないんですけども、猟友会ですね、松田町の猟友会と、あと足柄上というふうにあるというふうに思いますが、その猟友会というのはどちらのことを指されているのかということです。

2点目の第7条のほうですね。町外でも、町外在住の方でも可ということですが、ちょっとこの使用者のほうはですね、例えば別表10のところですね、それぞれの区域というのが使用区分で、捕獲されたシカ等の区域というのがあります。足柄上郡以外でもありますが、これらをですね、全部松田町が使用者として登録をするという理解の中ですと、中井町はですね、別表10の使用料の金額が違ってきます。先日の説明ですと、やはりそれは中井町は単独に助成をするというふうな説明があったかと思いますが、そうするとですね、その対象者というのは、中井町で捕れたシカを中井町以外の方がね、捕った場合の想定というのは、どの区分にですね、使用料区分ですね。なってしまうのかという

のが、私としては理解ができませんので、その2万1,000円になってしまうのか、3,000円にはならないと思いますが、1万6,000円で中井町からは助成金ももらえないというパターンになるのか。そこがちょっと分かりませんので、回答をお願いをしたいと思います。

条例施行規則のところはですね、私はそこが分からないということではなく、やはりこういうふうに様々な人が、この条例と規則に基づいて使用料…使用者の登録とかですね、使用料を払うのであれば、この規則の中でですね、明確にこの衛生管理に関する指針というのを、こういうふうにガイドラインに沿って捕獲し処理されたものであるということではなく、この規則の中にね、そのままガイドラインを載っけちゃえばいいんじゃないかというふうなことで、やはり私もですね、農業をやっております。やっぱり有害獣の被害というのは結構ありますので、それらに対応してですね、この有害獣を減少させるためにこういったものが必要であるということからですね、より利用しやすく、いっぱいですね、シカ等を捕っていただきたいという観点からですね、やはり分かりやすいガイドラインに反しない方向で町のほうから示していただけたらという提案だけですので、それはまた別に覚書の中でとか、規則の最後のところで別に定めるから、そこで見せますということではなく、より分かりやすい利用者等に対する案内をしていただきたいという要望です。

最後にですね、いつまでにということで、工期が大体3か月プラスということで、一日も早くというのは分かりますが、やはり議会としても周辺住民、松田町町民に影響を及ぼす新規条例でもあるので、やっぱり十分な審議をしていかないとですね、先ほどこれから委員会付託ということで、指定管理の関係に対するそういう想定団体があれば、3月の定例会等でもあったですね、指定管理を想定する団体等の参考人招致とかですね、また今回の条例の参考資料の2にありました地元との覚書に係るですね、地元代表者とのですね、意見、御意見の聞き取り等をですね、やはりしていかないと、松田町議会として十分な審議をしたということにはならないかと思います。そういった時間を加えますと、大体先ほど12月下旬では遅すぎるというふうな方向を示されましたが、12月定

例会辺りをめどにというふうなことで大丈夫なのか、その点をお伺いをしたいと思います。

観光経済課長 1問目から4問目までそれぞれですかね、また。

1点目は、業務委託のイメージがあるかということでございます。先ほど言っていたように、直営いわゆる例えば職員がそこにずっと張りついてということは、なかなか考え得ません。そうしますと直営というのはイコール業務委託というふうな形が担当としても今考える手法の一つでございます。

あと、猟友会さんというお名前がいろいろ出ておりますが、今、相談をさせていただいているのは、足柄上猟友会さんでございます。

2点目が、例えば中井町で、要は中井町に住んでいない人がじゃあ捕った場合に、これがどこの料金区分になるかということでよろしいでしょうか。そうしますと、先ほどちょっと御説明しましたが、属地的な地域での考え方なので、1万6,000円で考えております。

3点目は、いろいろアドバイスを頂いたということで、最後、別に定めるというものをいかに皆さんにしっかり御提示できるようにするかというのは、当然別で考えさせていただきます。また、この一文だけではちょっと不十分という御指摘も踏まえて、ポイントとなるところを整理はさせていただきたいと考えております。

4点目、いつまでというところの中で、議会としてはというお話かと思えます。それについて私が何かというところは、なかなかないんですけども、まず、私が先ほど説明したように、スケジュールとしては非常に厳しい。その厳しさというのが工期と物流の関係も含めて非常に厳しいという中で、一日も早くという同じお答えしかできない部分。また、地元の方もですね、本当に熱心いろんな御意見もくださり、また先ほども説明しましたが、反対ということじゃなくて、何とか受け入れて考えてあげようという、ほんとそういう姿勢でいろんな御意見を賜ったものと考えております。その結論として、最後頂いた覚書でありますので、先ほど来言ってますけども、やっぱりここで約束したことをどれだけしっかり守らせていただくか、これが我々の責務だと思いますの

で、そこをしっかりと担当としてもやっていきたいというのが今の考えでございます。以上です。

6 番 井 上 何点かですね、質問のほうにお答えいただきまして、ありがとうございます。再々質問はなしとしまして、今、私がお聞きしたところで、やはり第5条のですね、指定管理なりですね、やはり参考資料の2のですね、地元の意見等はですね、ぜひこれは42号は委員会付託になるということですので、委員会の中で十分審議をしてですね、参考人招致等をですね、していただいて、やはり議会がどこまでやるか。将来この施設が周辺住民にとっての迷惑施設とならないようにするためのですね、審議を常任委員会でしっかりとしていただきたいということをもちまして、質問を終わります。以上です。

議 長 ほかにございますか。

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第42号松田町ジビエ処理加工施設の設置及び管理に関する条例については、産業厚生常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、本案は産業厚生常任委員会に付託し、審査することに決定しました。

暫時休憩します。休憩中に産業厚生常任委員会を開催してください。

(10時31分)

議 長 休憩を解いて再開します。(11時15分)

お諮りします。休憩中に産業厚生常任委員会委員長より、委員会の閉会中の継続審査申出書の提出がありましたので、この議案を日程に追加し、議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。委員会の閉会中の継続審査申出書を追加日程第1とし

て、議案第43号の次に追加日程第1として追加してください。事務局は配付をお願いします。

(資 料 配 付)

配付漏れはございませんか。

(「なし」 の声あり)

配付漏れなしと認めます。

委員会の閉会中の継続審査申出書を日程に追加し、追加日程第1とすることに決定いたしました。お手元の議事日程に追加をお願いいたします。